

庁用自動車管理規則の一部を改正する規則

庁用自動車管理規則（平成13年規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「庁用自動車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条に規定する自動車及び原動機付自転車で、市が所有するものをいう。</p> <p>(安全運転管理者等の設置及び職務)</p> <p>第4条 道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条の3第1項及び第4項の規定により安全運転管理者及び副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）を置く。</p> <p>2 安全運転管理者等は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第9条の9に規定する要件を有する者のうちから市長（消防本部にあっては消防長、教育委員会にあっては教育委員会）が任命する。</p> <p>3 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「庁用自動車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。<u>以下「車両法」という。</u>）第2条に規定する自動車及び原動機付自転車で、市が所有するものをいう。</p> <p>(安全運転管理者等の設置及び職務)</p> <p>第4条 道路交通法（昭和35年法律第105号。<u>以下「道交法」という。</u>）第74条の3第1項及び第4項の規定により安全運転管理者及び副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）を置く。</p> <p>2 <u>前項に規定する</u>安全運転管理者等は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第9条の9に規定する要件を有する者のうちから市長（消防本部にあっては消防長、教育委員会にあっては教育委員会）が任命する。</p> <p>3 略</p>

(整備管理者の設置及び職務)

第5条 **道路運送車両法第50条第1項に規定する台数以上の自動車を使用するときは、同項**の規定により、整備管理者を置く。

2 整備管理者の職務は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）**第32条第1項各号**に掲げる事項とする。

(管理責任者の職務)

第7条 管理責任者の職務は、次に掲げるとおりとする。

(1)から(3)まで 略

(4) 庁用自動車の**鍵**の保管に関すること。

(5) アルコール検知器の管理に関すること。

(6) 略

(運転者の責務)

第8条 運転者は、常に**道路交通法**等交通法令を遵守し、交通安全に努めるとともに次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)から(3)まで 略

(4) 所定の位置に庁用自動車を駐車し、確実に施錠するとともに**鍵**を保管場所に格納すること。

(5) 庁用自動車に異状を発見したときは、直ちに管理責任者に届

(整備管理者の設置及び職務)

第5条 **車両法第50条**の規定により、整備管理者を置く。

2 整備管理者の職務は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）**第32条各号**に掲げる事項とする。

(管理責任者の職務)

第7条 管理責任者の職務は、次に掲げるとおりとする。

(1)から(3)まで 略

(4) 庁用自動車の**かぎ**の保管に関すること。

(5) 略

(運転者の責務)

第8条 運転者は、常に**道交法**等交通法令を遵守し、交通安全に努めるとともに次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)から(3)まで 略

(4) 所定の位置に庁用自動車を駐車し、確実に施錠するとともに**かぎ**を保管場所に格納すること。

(5) 庁用自動車に異状を発見したときは、直ちに管理責任者**を経**

け出ること。

(6) 庁用自動車内で喫煙せず、同乗者にも喫煙させないこと。

(庁用自動車の修繕)

第11条 管理責任者は、庁用自動車の修繕を必要とする場合に、その使用の本拠に第5条第1項の規定による整備管理者が置かれているときは、当該整備管理者の意見を聴いて修繕するものとする。

(事故の処理及び報告)

第12条 運転者は、庁用自動車に係る事故が発生したときは、道路交通法第72条に規定する措置を講ずるとともに、直ちに管理責任者及び所属長にその状況を報告し、指示を受けなければならない。

2 略

3 第1項の規定による報告を受けた所属長は、速やかに事故の状況を調査し、庁用自動車事故報告書（様式第2号）を作成し、管財担当課長に提出しなければならない。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

て整備管理者に届け出ること。

(6) 運転者（同乗者を含む。）は、庁用自動車内で喫煙しないこと。

(庁用自動車の修繕)

第11条 管理責任者は、庁用自動車の修繕を必要とする場合は、整備管理者の意見を聴いて修繕するものとする。

(事故の処理及び報告)

第12条 運転者は、庁用自動車に係る事故が発生したときは、道交法第72条に規定する措置を講ずるとともに、直ちに管理責任者及び所属長にその状況を報告し、指示を受けなければならない。

2 略

3 第1項の規定による報告を受けた所属長は、速やかに事故の状況を調査し、事故報告書（様式第2号）を作成し、管財担当課長に提出しなければならない。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

様式第1号を次のように改める。

様式第2号中「第12条第3項関係」を「第12条関係」に、「事故報告書」を「庁用自動車事故報告書」に、「 年 月 日」を「令和 年 月 日」に、

「

車名
証明書番号

」を

「

社名
証明書番号

」に、

「

氏名	年齢 歳	経験年数 年	氏名	同乗者
----	------	--------	----	-----

」を

「

所属		氏名	同乗者
氏名	年齢 歳	経験年数 年	

」に、

「課名」を「所属」に、「氏名 _____」を「所属長 _____^④」に改める。

様式第3号中「第13条第2項関係」を「第13条関係」に、「 年 月 日」を「令和 年 月 日」に、

「

車 名	(カローラ・サニー等)
-----	-------------

」を

「

車 名	
-----	--

」に改め

る。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。